

昭和二十七年四月十五日(火曜日)

午後零時十四分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 田万 廣文君

安部 俊吾君 銀治 良作君

高木 松吉君 松木 弘君

眞鍋 勝君 山口 好一君

大西 正男君 吉田 安君

加藤 充君 田中 堯平君

佐竹 晴記君

出席政府委員

検事(民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君

専門員 小木 貞一君

本日の会議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基づく行政協定に

伴う民事特別法案(内閣提出第一四

〇号)

〇佐藤委員長 これより会議を開きま

す。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基づく行政協定に

伴う民事特別法案を議題といたします。

本案を討論に付します。討論の通告が

ありますので、これを許します。銀治

良作君。

〇銀治委員 私は自由党を代表しまし

て、原案に賛成の意を表するものであ

ります。

本法の根本は、国家賠償法と同様の

ことを、駐留軍において行われた際

に

もやろう、かような規定でありますが

ら、国民の側から見ますならば、当

然のことです。ただ日本国の公

務員が個人に損害を与えたときと違

まして、外国の駐留軍が損害を与え

る事項に対して、日本国が責任を負

うというところに相当論はあるのであ

りますが、安全保障条約を締結して、

それに基いてかような規定ができた

以上、また今日日本の国の立場上

から考えましても、この条約に従う以

外にないものでありますから、これに對

しては議論をしないで済みます。

それゆえにわれ／＼は、その根本趣旨

においてこれに賛成せざるを得ないわ

けでございます。あまり議論をせな

いで、これはのむべきものと、かよう

に感じております。

〇佐藤委員長 大西正男君。

〇大西(正)委員 私は改進黨を代表

いたしました。本法律案に反対の意を表

明するものでございます。

本法律案は独立後の日本並びに日本

国民の権威とそれと権利を守るにつ

いて不十分な法案といわなければなら

ません。その／＼この法律の基本とな

りますいわゆる行政協定なるものは、

先般衆議院におきまして、その審議を

すべしとの決議案を野党が提出いたし

まして、これは自由党の多数のために

否決されたのであります。なるほど行

政協定に関する審議を求むる決議案

は、否決をされましたけれども、行政

協定そのものに対して国会の承認は経

ておりません。従いまして政府並びに

與黨の主張のごとく、行政協定が有効

だという議論に対しては、きわめて

また強力な疑問と反対論があるの

ありまして、われ／＼は行政協定の効

力については、これを国会において審

議する。その審議を求むる決議案が否

決されたときからいって、この

行政協定はわれ／＼の立場から申し

ますと、いまだ効力を発生しておら

ないものであると言わざるを得ないの

であります。この行政協定はなるほど

国会の承認を経ました安保条約に關連

する協定でありますけれども、い

わゆる安保条約が承認されたからとい

つて、その第三条に關連するこの行

政協定の有効、無効といふことは、別

個の問題として考えなければならぬ問

題であると思ふのであります。何とな

れば安保条約第三条は、合衆国兵力の

配備を規律する条件は、両政府間の

行政協定によつて定めらるべきであ

り、これに国会が承認を與えたから

といつてかゝるごとき漠然たる規定に

よつて、わが国が今日現に現われてお

る行政協定の内容をなしておるよう

な、重大なる国の主権を制限し、ある

いは国民の権利、義務に重大なる影響

を與えるような、この行政協定に基

いていわゆるアメリカに対して利益を與

えるといふことがはたして有効である

かどうか、われ／＼は決してこの行政

協定をするといふことについて、政府

に対してフリー・ハンドを與えたもの

ではないと思ふのであります。かよう

な意味合いから申しますと、かゝるご

とく国の主権を制限し、また国民の権

利義務に対して重大なる影響を與えて

る行政協定そのものが、国会の承認を

経ない間は有効に成立しておるものと

は決して考え得られないのでありま

す。従いましてこの行政協定というも

のは、その行政協定を締結いたしまし

た吉田政府という限定された政府の責

任はいざ知りませんが、永久に続くこ

ころの日本国並びに日本国民が、この

行政協定に従わなければならないかど

うかといふことは、これは大なる疑

問と重大なる問題を含んでおるものと

考えるのであります。かような重大な

問題を含んでおればこそ、われ／＼は

ただ單に政府の協定に依存せしめるだ

けではなくて、日本国民の認容と了解

の上に依存せしめなければ、今後の日

本独立後におきますところの両国間の

ほんとうの協調を期することはできな

いと思ふのであります。かような意味

合いから申しまして、この法律の基本

となつておる行政協定は、効力を発生

しておらない、かようにわれ／＼は考

えるがゆゑに、この行政協定を基礎と

しておるところのこの法律もまた、こ

んな法律をつくつてもむだであるとい

ふことが、まず根本的に言われ得る問

題であると思ふのであります。

第二に、この法律それ自体を検討い

たしますと、いろ／＼重大な点にお

いてわれ／＼は不明確な点、また不備

な点が多々存在すると思ふのでありま

す。第一点は、この法律によりまして、

第一条に「安全保障条約に基づき日本国

内にあるアメリカ合衆国の陸軍、海軍

又は空軍の構成員」というふうにな

つておるのであります。安全保障条

約並びに行政協定の前文によりまして

と「日本国内及びその附近における配

備を規律する」ということになつてお

ります。そういたしますと、この法律

は日本国内に安保条約に基いて駐留す

る軍隊については適用があるというこ

とは明確であります。安保条約に基

いて日本国内ではなくして、その附近

に駐留するところの軍隊が日本の領域

内に入つて参りまして、その軍隊の構

成員が、この第一条に規定されてお

るような他の要件を備えて国民に損害を

與えた場合に、その損害の賠償とい

ふことがこの法律によつて規定されるか

どうかといふことはきわめて不明瞭で

あり不明確である。むしろこの法律の

正面からいたしますならば、さよう

な場合は適用されないといふふうに解

釈せざるを得ないがごとき観を呈する

のであります。私はこの点におきま

しても、きわめて不明確であつて、国

民の権利義務を擁護する点において、

きわめて欠ける点があると存するので

あります。

また第三には、もし日本の国内にお

るところの日本両国間の当事国民では

なくして、他の第三国人に對しまし

て、アメリカのこの陸海空軍の構成員

が損害を與えました際に、その第三国

人に對しましても日本の国が賠償の義

務を負ふことになつておると思ふので

あります。

また第三には、もし日本の国内にお

るところの日本両国間の当事国民では

なくして、他の第三国人に對しまし

て、アメリカのこの陸海空軍の構成員

が損害を與えました際に、その第三国

人に對しましても日本の国が賠償の義

務を負ふことになつておると思ふので

あります。

また第三には、もし日本の国内にお

るところの日本両国間の当事国民では

なくして、他の第三国人に對しまし

て、アメリカのこの陸海空軍の構成員

が損害を與えました際に、その第三国

人に對しましても日本の国が賠償の義

務を負ふことになつておると思ふので

あります。



ないということになつて来るわけでありませう。單に漁場だけではございませう。広い演習場があつちにもこつちにもある。それらによつてこゝむる被害は実に甚大であらうと想像されるが、しかしそういうものについては何らの賠償がないということに本法案ではなるわけでありませう。

三番目には、この土地や建物というもののについては、これが一体駐留軍の設備上必要となつて収用する場合はどうするかということ政府に尋ねたところ、政府はこれについては原則としては民事上の政府と民間人との契約によつて、まず政府がこれを引取つて駐留軍に提供するということである。ところが實際はそのような折合いはなかなかつかない。どうするかと聞いたところが、そのために強制収用法を今提案しているということでありませう。強制収用法を提案いたしておりますならば、多くはみな土地や建物等の収用はこの強制収用法の手続によることになるであらう。そうなつた場合にはもちろん損害、不服というものは一般的には満足せしめることはできないという結果になるのでありますが、土地や建物はそれでも一応原則として民事上の契約によるということならまあそれでいいとしても、それ以外の物資あるいは労働というものの調達はどうか。これは行政協定十二条や七条によつて駐留軍が直接に調達に當ることになつておりますので、何とも施すべきがない。もちろん形式上は實際軍と民間との自由契約という形ではありますけれども、彼等の力関係からしてもうすでに現われている。たとえればPD工場の経営についてごらんにな

ればすぐわかる。そこでは資本家も困らされている。たとえば池貝自動車等の例によりますと、ひどくコストを引下げられて、最初の契約のコストさえも、でき上つたときにはうんと引下げて、純生産費に利潤としてはわずかに入るプラスして認めるだけであつて、日本の慣習上いへば必要とする、たとえば交際費とかいうようなものは一切認めないということ、資本家側も非常に困つておるのであります。また労働者に対しても、これは労働者は完全にその経営主と労働協約が結ばれておるにもかかわらず、軍命令だと稱して、どん／＼と違法なる、すなわち日本の労働諸法を無視した首切りや弾圧が行われておる。このようになりすでに実績が示しておるのであります。またたいてい形式上は自由契約といふことであつても、彼等の力関係によつて資本家も労働者もめちやくちやにいためつけられ、どえらい損害をこうむるということになると、そういう点については、本法案は何らの補償を示しておらぬというふうに、どの点をつかまえてみても結局は補償するぞという国家補償の規定が掲げてあるけれども、實際はこれは実効を伴わないところの空文にすぎない。これは行政協定を結び、そうして日本に安全が保障されるというようになことを政府その他が言ひふらしておるので、国民に対しても何とかそのようにごまかしをしななければならぬというので、本法案を出したのであらう。これが、これ以外にもたくさん行政協定に基づく法案が今上程され、これからまたどん／＼上程されて来ますが、これらを一貫して見ると、結局は平和にあらざる、戦

争準備をするところの平和条約、それからまた、日本の安全を保障することでも何でもありはしない、戦争を日本に導入する危険しごくなる安全保障条約、さらにまたそれらに基いて国民の生活がよくなる、今度は独立になるといふことを装うためにいへば／＼といふうふうな具体的な国内立法が行われますが、いかんせん、具体的に国内立法が行われるたびに最初の抽象的なごまかし規定のメッキがはげて来る。平和条約、安全保障条約の美辭麗句によつてかけられたメッキがはげて、こゝういふうふうな具体的な規定になるとのつびきならぬごまかしが暴露されて来るわけでありませう。本法案もその一つの顯著なる例であるわけですから、かような国民をだまかし、まつたく国民の生活を破滅に導いて行くようなこゝういふ法案にわが党は断固反対するのであります。

○佐瀬委員長 佐竹晴記君。  
○佐竹(晴)委員 本法案は、安全保障条約の範囲を逸脱する内容を有すると同時に、不平等、不合理にして日本国民としてとうてい認容することのできない条項を含んでおりますので賛成いたしがたい、よつて反対いたします。  
○佐瀬委員長 これにて討論は終局いたしました。本案を表決に付します。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕  
○佐瀬委員長 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決しました。  
この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕  
○佐瀬委員長 御異議なければさようにとりかゝります。  
本日はこの程度にとどめ、次会は明十六日午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。  
午後零時四十五分散会

〔参照〕  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月十九日印刷

昭和二十七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所